

長崎県スポーツコミッション規約

(名称)

第1条 本組織は、長崎県スポーツコミッション（英文名称：Nagasaki Prefecture Sport Commission、以下「コミッション」という。）と称する。

(目的)

第2条 コミッションは、国内外からスポーツ大会やスポーツ合宿（以下、「大会、合宿」という。）を誘致し、地域活性化を図るため、関係者が一体となった取組みを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 コミッションは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 大会、合宿の誘致、相談対応
- (2) 県内スポーツ施設等の国内外への情報発信
- (3) 大会、合宿の誘致等に関する各種調査の実施
- (4) 県、市町、競技団体、観光団体等との連携会議の開催
- (5) スポーツマネジメント等の人材育成
- (6) その他コミッションの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コミッションの会員は、別表の団体のうち、会員の申込を行った団体とする。

(役員の数及び選任)

第5条 コミッションに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計監事 2名

2 会長は、長崎県知事をもって充てる。

3 副会長及び会計監事は、総会において選任する。

(役員の仕事及び任期)

第6条 会長は、コミッションを代表し、会の運営を総括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

4 会計監事は、コミッションの会計を監査して会長に報告する。

5 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

7 役員は、その任期満了後で後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(総会)

第7条 コミッションの総会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他コミッションの運営に関する重要事項

3 総会の議事については、出席会員の過半数により決するものとする。

4 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。但し「出席会員」は「会員」に読み替えるものとする。

(幹事会)

第8条 コミッションに幹事会を置く。

2 幹事は、会長が指名する。

3 代表幹事を幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、総会に付議すべき事項を審議する。

5 幹事会は、代表幹事が招集し、これを主宰する。

(誘致アドバイザー)

第9条 コミッションに、大会、合宿の誘致に関する助言等を行うアドバイザー（以下「誘致アドバイザー」という。）を置く。

2 誘致アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 誘致アドバイザーに関する規程は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第10条 会長は、総会等を招集する暇がないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(事務局)

第11条 コミッションの事務局は、一般社団法人V. V. NAGASAKIスポーツクラブに置く。

(経費)

第12条 コミッションの経費は、県負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 コミッションの会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 コミッションの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、コミッションの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月12日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 従前から長崎県知事が委嘱している誘致アドバイザーは、第8条第2項により会長に委嘱されたものとみなす。